

議案第32号

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 清掃・リサイクル審議会及び環境審議会を統合することに伴い清掃・リサイクル審議会に係る規定を削るとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 世田谷区清掃・リサイクル審議会（第11条）」を「第5節 削除」に改める。

第2章第5節を次のように改める。

### 第5節 削除

#### 第11条 削除

第39条の3第2項中「第2条第6項」を「第2条第7項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、第39条の3第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。